

監事監査報告書

平成23年6月16日

国立大学法人新潟大学

学長 下條 文武 殿

監事

金津 猛



監事

近野 茂



私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人新潟大学の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第7期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ本報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、国立大学法人新潟大学監事監査規則等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類などを閲覧し、本部、学部、附属病院及びその他の主要な部門において、業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表は、適正に記載されているものと認めます。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (5) 平成23年4月に学内調査委員会による調査結果が取りまとめられた医療装置の導入に係る不正契約等に関しては、本法人及び関係機関において事実の解明等が進められているところであることから、その結果を踏まえ、必要に応じて監査を行う予定です。

以上

この写は原本と相違ないことを証明する。

平成23年6月17日

国立大学法人新潟大学学長 下條 文武

